

利用規約

当貸別荘は、ご利用いただくお客様のマナーやモラルをもとにサービスの提供・価格設定をしております。安全かつ快適に過ごしていただくため、宿泊約款第 9 条に基づき、次の通り利用規約を定めておりますのでお守り頂けますようお願いいたします。

この規約をお守り頂けない場合は、宿泊契約を解除させて頂く場合がございます。その場合、料金等の返却は致しませんので予めご了承ください。

○別荘のご利用形態について

1. 宿泊しないご友人・ご親戚等をお呼んでの別荘及び敷地の利用はできません。
2. 当貸別荘のポリシーによりペット同伴での宿泊はできません。

○当貸別荘について

1. 当貸別荘は、安全衛生、防火面により、建物内は全面禁煙としております。屋外については付近が燃えやすいため、所定の場所のみで喫煙いただき、所定場所以外での喫煙は禁止いたします。屋外で喫煙される方は、宿泊前にお申し出ください。
2. 当貸別荘内の備品の敷地外への持ち出しはご遠慮ください。あくまで当別荘内でご使用頂くものです。また、野生動物のいたずらがある為、使用後は屋外に放置せず、必ず屋内にお戻しください。
3. 当貸別荘の設備・備品等はお持ち帰りいただくことができません。但し、下記消耗品については除外いたします。
 - i. 洗面所バスケット内にあるアメニティセット、ウェルカムドリンク
4. 防火上の理由によりバーベキューコンロの持ち込みはお断りいたします。備え付けのコンロをお使いください。
5. 約款第 6 条 1 項 x 号に記載されている物品などの持ち込みを禁止いたします。
6. 隣接地や公共の場所以外の土地への立ち入り、近隣で山菜等の採集等はおやめください。山菜等は近隣の方が育てている可能性がございます。

○ご利用について

1. 風紀、治安を乱すような行為、高声、歌、楽器演奏行為、大声での会話等近隣・別のお客様に迷惑を及ぼす行為はおやめください。近隣には永住の方や、農家の方が数多くいらっしゃり、生活時間帯が異なります。協定により 21:00 過ぎは特に静かにお願いします。
2. 防災、騒音上の協定理由により「たき火」や「花火（手持ち、打ち上げ、爆竹等全て）」は禁止させていただきます。
3. ゴミはリサイクルゴミ（缶、ビン、ペットボトル、金属類）と、その他のゴミに別けて建物内のゴミ箱に捨ててください。ただし、発泡スチロール等大きなゴミはお持ち帰りください。
4. バーベキュー、屋外でお食事を楽しまれる際は、次の事項を必ずお守りください。
 - i. 片づけを含め 21 時までには終了してください。17 時前からの準備をお勧めします。

- ii. 床面の油汚れを防止する為、お肉等焼いた食材をコンロから運ばれる際はお皿を使いお運びください。
 - iii. 野生動物にいたずらされますので、焼き残し、食べ残しの食材はその他ゴミとして片づけをし、放置は絶対におやめください。
5. 調理器具・食器など使用した後はよく洗い元の場所にお戻しください。
 6. チェックアウト時間を過ぎますとスタッフが清掃の為入出いたします。
 7. 防犯上、トラブル防止の為、管理スタッフが巡回します。また、管理棟、入り口付近に防犯カメラを設置しております。

○その他お守りいただきたい事項

1. 約款をよくお読みください。
2. ご滞在中、貸別荘から出られるときは施錠をしてください。就寝の際にも施錠をお願いいたします。来訪者があったときは、不用意に開扉なさらず、カメラからの目視や声掛けにより来訪者をご確認下さい。不審者と思われる場合は、直ちに管理人または警察へご連絡ください。
3. 外出時や就寝時には火の元に十分ご注意ください。
4. 当温泉は近隣の施設や定住者様と共有の温泉を使用しております。
皆様に快適に温泉をお使いいただくためにご入浴後はお湯を止めていただきますようお願い致します。

○ペットの同伴禁止について

当貸別荘はペット同伴でのご利用を禁止しております。

お客様の退出後、ペットの入室が疑われる場合（動物の毛や臭いなどが認められた場合など）は、ハウスクリーニング代や寝具・備品の交換費用、被害に遭われたお客様への賠償費用など実費をお支払いいたします。

お客様によっては、ペットに対するアレルギーなどをお持ちの方もおり、清掃は重点的に行ってはおりますが、ペットが有する毛やダニ・皮膚などは、微小で長時間浮遊するため通常の清掃では除去できません。そのようなお客様にとっては、ペットの毛や臭いが不快になるばかりではなく、最悪な場合、呼吸困難を起こす可能性もございます。

また、地域の特性から、永住者の方、農家の方が近隣にお住まいになっておられます。ペットの声が近隣のご迷惑になる可能性もございます。さらに、野生動物がペットに危害を与える可能性もございますので、お連れにならないようお願いいたします。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

宿泊約款

第1条(適用範囲)

1. 当貸別荘が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。
2. 当貸別荘が宿泊客との間で特約をしたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

1. 当貸別荘に宿泊契約を申込みの場合は、次の事項を当貸別荘に申し出てください。
 - i. 宿泊者名
 - ii. 住所
 - iii. 連絡先の電話番号
 - iv. 宿泊人数
 - v. 宿泊日および到着予定時刻
 - vi. その他当貸別荘が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第v号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当貸別荘は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当貸別荘が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当貸別荘が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 宿泊料金を前項の規定により当貸別荘が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

第4条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当貸別荘は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - i. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - ii. 満室により貸別荘の余裕がないとき。
 - iii. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - iv. 宿泊しようとする者が、次の①から③に該当すると認められるとき。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ②暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ③法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - v. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

- vi. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- vii. 宿泊しようとする者が泥酔し、又は著しく異常な言動をするなど、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- viii. 宿泊しようとする者が身体又は衣服が著しく不潔であるため他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- ix. 宿泊しようとする者に以前の宿泊による宿泊料金又は損害賠償金の未払いがあるとき。
- x. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第 5 条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当貸別荘に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 宿泊客が当貸別荘の責めに帰すことのできない事情により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当貸別荘が宿泊料金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払期日より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、当貸別荘に対して別表「違約金規程」に定める違約金をお支払いいただきます。
3. 宿泊客が、当貸別荘へ連絡せずに、宿泊日当日の午後 8 時又は宿泊客が申し出た到着予定時刻を 2 時間経過した時刻のいずれか遅い時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとしします。

第 6 条（当貸別荘の契約解除権）

1. 当貸別荘は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
 - i. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序（反社会的行為）若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - ii. 宿泊客が次の①から③に該当すると認められるとき。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ②暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ③法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - iii. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- iv. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- v. 宿泊客が泥酔し、又は著しく異常な言動をするなど、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- vi. 宿泊客が身体又は衣服が著しく不潔であるため他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- vii. 別荘管理者の許可無く、営業行為（展示会・その他）等、宿泊以外の目的での利用したとき。
- viii. 天災・災害・事件等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- ix. 建物内での喫煙、屋外の所定場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当貸別荘が定める利用規則の禁止事項に違反したとき。
- x. 下記物品の持ち込みが行われたとき。
 - ①火薬、爆薬、ガソリン、灯油、薬品、毒性ガス、揮発油等の危険物
 - ②腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭、臭気等を発する物

- ③犬、猫、鳥、爬虫類その他の動物ペット類全般
 - ④著しく大量な物品
 - ⑤その他法令で所持を禁じられている物等
- xi. 宿泊客が申し込んだ人数を超えて宿泊したとき。
- xii. 宿泊客が宿泊約款又は利用規約に違反し、別荘を使用させることができないと認められるとき

第7条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当貸別荘のチェックインシステムにおいて、次の事項を登録していただきます。
- i. 宿泊客の氏名、住所、職業、年齢、性別、連絡先の電話番号
 - ii. 外国人にあっては、全員の国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー
 - iii. その他当貸別荘が必要と認める事項

第8条（貸別荘の使用時間）

1. 宿泊客が当貸別荘を使用できる時間は、午後3時から翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第9条（利用規則の遵守）

1. 宿泊客は、当貸別荘内においては、当貸別荘が定めた利用規約に従っていただきます。

第10条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、当貸別荘の定めるプラン料金に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等は、当貸別荘が指定した期日までにお支払いいただきます。
3. 当貸別荘が宿泊客に貸別荘を提供し、使用が可能になった後は、宿泊客が宿泊しなかった場合においても、宿泊料金はお返しできません。

第11条（当貸別荘の責任）

1. 当貸別荘は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当貸別荘の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当貸別荘は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

第12条（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当貸別荘に置き忘れられていた場合において、当貸別荘は、その物品につき発見日を含め7日間保管した後、警察に届けるものとし、ただし、飲食物や使い捨ての道具につきましては、保管せずに当日処分いたします。

2. 置き忘れられていた手荷物又は携帯品を当貸別荘が所有者に郵送する場合は、これにかかる費用は所有者に負担していただきます。

第 13 条（駐車場の責任）

1. 宿泊客が当貸別荘の駐車場をご利用になる場合、当貸別荘は場所をお貸しするだけであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 14 条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当貸別荘が損害を被ったときは、宿泊客から当貸別荘に対し、その損害を賠償していただきます。損害の例は次のとおりです。
 - i. 建物内喫煙による匂いや焦げ跡が認められた場合、補修費用やハウスクリーニング代、寝具・備品の買換え費用等を負担していただきます。
 - ii. 屋外での喫煙等により焦げ跡が認められた場合、補修費用等を負担していただきます。
 - iii. 建物や設備、電化製品・家具・物品等を壊したり汚したりした場合は、復旧にかかる費用を全額負担していただきます。
 - iv. その他当貸別荘に損害が生じた場合は、その損害を賠償していただきます。

第 15 条（当貸別荘の免責事項）

1. 当貸別荘は、天災、または宿泊客の不注意で引き起こしたすべての事故、宿泊約款又は利用規約に従わないために起こった事故、その他当貸別荘の責めに帰すことのできない事由によって生じた事故に関し、一切の責任を負いません。
2. 当貸別荘は、宿泊客の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故に関しまして、一切の責任を負いません。
3. 近隣や他の宿泊客に対する迷惑行為があった場合、警察に通報される場合がありますが、その場合はすべて宿泊客が責任を追うことになります。

宿泊約款・利用規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。

2024 年 12月1日改定